

令和元年8月県有地売払いに関する質問事項

通番	受付日	物件名	質問内容	回答
1	令和1年6月28日	(物件番号6：佐賀市) 食肉共同保管流通施設跡地	<p>①当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（高岸遺跡）とあるが、遺跡の範囲は具体的にどのあたりですか。</p> <p>②周知の埋蔵文化財包蔵地内では、建物は建てられないのですか。</p>	<p>①遺跡の範囲は、敷地の北側の約半分です。詳細については、県HPの県有地売出しページ掲載の「埋設物等調査結果報告書（抜粋）」若しくは県HP掲載の「佐賀県遺跡地図」の遺跡地図番号45の遺跡番号423をご覧ください。</p> <p>②周知の埋蔵文化財包蔵地内での建物建設については、佐賀市教育員会文化振興課へお尋ねください。</p>
2	令和1年7月8日	(物件番号6：佐賀市) 食肉共同保管流通施設跡地	<p>①入口付近のお墓のようなものは何ですか。</p> <p>②従前の用途は食肉共同保管流通施設とありますが、それ以前の用途は何ですか。</p> <p>③間口は4.8mとあるが、どこに対しての長さですか。</p> <p>④越境物の詳細について教えてください。</p>	<p>①畜魂碑です。</p> <p>②1850年頃から「と畜場」として利用されてきました。なお、1986年頃からは、佐賀同和食肉事業協同組合が、流通保管施設（処理された食肉を保管するための場所）として利用されていました。</p> <p>③隣接する市有地（地番292-4）及び（地番292-3の一部）が市道認定されており、当該市道に対しての間口の長さになります。</p> <p>④隣接する県有地（地番292-5）に設置されているフェンスの支柱数本が当該地へ越境しています。落札後、移設等が必要な場合は、佐賀県へお問い合わせください。</p>

3	令和1年7月16日	(物件番号 5 : 佐賀市) みどり園跡地	<p>①みどり園跡地とあるが、みどり園とはどのような施設だったのですか。</p> <p>②市街化調整区域とありますが、分譲開発できますか。</p>	<p>①乳児院です。</p> <p>②開発許可を行っている佐賀市建築指導課に尋ねたところ、都市計画法第29条に基づく申請を行い、許可を受ける必要があるとのことでした。詳細は佐賀市建築指導課へお尋ねください。 (佐賀市 建設部 建築指導課 電話番号 : 0952-40-7173)</p>
4	令和1年7月19日	(物件番号 5 : 佐賀市) みどり園跡地	<p>①図面を拝見したところ、敷地北側から西側にかけて「上水道本管 鋳鉄管・VP管」が隣地境界に沿って埋設されているようですが、この管は撤去可能でしょうか？それとも残さなければならぬでしょうか。</p> <p>②当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地ですが、過去に試掘調査を行っていますか。</p> <p>③敷地北側境界のブロック塀は県の所有物ですか。</p>	<p>①お尋ねの上水道管は、現在使用されていないため、撤去可能です。</p> <p>②試掘調査は行っていません。</p> <p>③敷地北側境界のブロック塀は県有地敷地内に存在しており、県の所有物です。</p>